

慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスの SFC 研究所における
主席所員・上席所員・所員の取り扱いに関する基準

1993 年 4 月 14 日 両学部合同運営委員会
2004 年 3 月 31 日 総合政策学部、環境情報学部、大学院政策・メディア研究科合同運営委員会
2004 年 4 月 21 日 看護医療学部全体会議
2007 年 2 月 28 日 総合政策学部、環境情報学部、大学院政策・メディア研究科合同運営委員会
2007 年 3 月 14 日 看護医療学部全体会議
2013 年 4 月 17 日 総合政策学部、環境情報学部、大学院政策・メディア研究科合同運営委員会
2013 年 4 月 17 日 看護医療学部全体会議
2013 年 4 月 24 日 大学院健康マネジメント研究科運営委員会
2015 年 3 月 18 日 看護医療学部全体会議
2015 年 3 月 18 日 大学院健康マネジメント研究科運営委員会
2015 年 3 月 25 日 総合政策学部、環境情報学部、大学院政策・メディア研究科合同運営委員会
2015 年 6 月 17 日 総合政策学部、環境情報学部、大学院政策・メディア研究科合同運営委員会
2015 年 6 月 17 日 看護医療学部全体会議
2015 年 6 月 24 日 大学院健康マネジメント研究科運営委員会

(制定)

- 1 「慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科，大学院健康マネジメント研究科，総合政策学部，環境情報学部，看護医療学部附属 SFC 研究所規程」(以下、「研究所規程」という。)において定める主席所員、上席所員および所員について、慶應義塾大学 SFC 研究所(以下「研究所」という。)における、研究所規程に定める以外の取り扱いについて規定するため、この基準を定める。

(定義)

- 2 主席所員は、研究所における研究活動の進展にとって有益と認め、研究所長の指名により研究所が受け入れる者をいう。
- 3 上席所員(常勤)は、総合政策学部、環境情報学部、看護医療学部、大学院政策・メディア研究科、大学院健康マネジメント研究科の専任教員、または特任教員を除く有期契約教員(常勤)をいう。
- 4 上席所員(特任)および所員(特任)は、大学院政策・メディア研究科または大学院健康マネジメント研究科の特任教員または研究員をいう。
- 5 3 および 4 に該当しない上席所員または所員は、単に上席所員または所員という。(本基準において、以降、上席所員または所員と言及する場合は、全て上席所員(常勤)、上席所員(特任)および所員(特任)ではない上席所員および所員を指す。)
- 6 上席所員および所員は、研究所における研究活動に参加させる目的で、11 に定める受入責任者からの申請により、研究所が受け入れる者をいう。
- 7 主席所員、上席所員、所員、上席所員(常勤)、上席所員(特任)および所員(特任)は、法令、慶應義塾における規則、取り決め、研究所長および慶應義塾の教職員の指示に従った上で、研究所の研究活動の進展に努める。
- 8 主席所員、上席所員および所員は慶應義塾大学 SFC 研究所における職名であるが、慶應義塾との雇用関係を示すものではない。

(呼称)

- 9 主席所員、上席所員、所員、上席所員(常勤)、上席所員(特任)および所員(特任)が名刺等に身分を表記、伝達する場合には以下のとおりとし、省略等の変更をすることはできない。

日本語： 慶應義塾大学 SFC 研究所 主席所員

英語： Distinguished Researcher, Keio Research Institute at SFC
日本語： 慶應義塾大学 SFC 研究所 上席所員
英語： Senior Researcher, Keio Research Institute at SFC
日本語： 慶應義塾大学 SFC 研究所 所員
英語： Researcher, Keio Research Institute at SFC
日本語： 慶應義塾大学 SFC 研究所 上席所員（常勤）
英語： Senior Full-time Researcher, Keio Research Institute at SFC
日本語： 慶應義塾大学 SFC 研究所 上席所員（特任）
英語： Senior Project Researcher, Keio Research Institute at SFC
日本語： 慶應義塾大学 SFC 研究所 所員（特任）
英語： Project Researcher, Keio Research Institute at SFC

（受入基準）

- 1 0 主席所員、上席所員および所員の受け入れにあたっては、それぞれ以下の受入基準による。
- （1）主席所員は、国内外で顕著な研究業績および研究マネジメントの業績を有し国際的に広く活躍する者
 - （2）上席所員は、修士の学位を有するかまたはそれと同等以上で、自律的な研究者としての経験・実績を認められた者
 - （3）所員は、大学卒業またはそれと同等以上で、研究者としての経験・実績を認められた者

（受入責任者）

- 1 1 主席所員の受け入れは、研究所長が受入責任者となる。上席所員および所員の受け入れは、研究所長もしくは総合政策学部、環境情報学部、看護医療学部、大学院政策・メディア研究科、大学院健康マネジメント研究科所属の専任教員または有期契約教員（常勤）（ただし特任教員を除く）が受入責任者となる。受入責任者は主席所員、上席所員および所員本人とともに、主席所員、上席所員および所員が研究所の所員として行う活動についての責任を負う。

（受入の決定）

- 1 2 研究所所定の方法により受入責任者から提出される申請に基づき、研究所運営会議の審議を経て、総合政策学部、環境情報学部、大学院政策・メディア研究科合同運営委員会もしくは看護医療学部全体会議もしくは大学院健康マネジメント研究科運営委員会によって決定される。

（利益相反）

- 1 3 受入責任者は、主席所員、上席所員および所員を受け入れるにあたり、利益相反が生じるおそれ、もしくは慶應義塾が何らかの不利益を被ることが懸念される場合は、必ず申請と同時に書面にて申し出なければならない。また申請後に、利益相反が生じるおそれ、もしくは慶應義塾が何らかの不利益を被る懸念が判明した場合も、ただちに書面で申し出なければならない。

（受入期間）

- 1 4 主席所員、上席所員および所員の受入期間は、最長の場合でも当該年度末までとする。ただし、次の年度について受入責任者が主席所員、上席所員および所員の受け入れ継続に関する申請を行うことにより、受入期間を更新することができる。

（主席所員、上席所員および所員の報告義務）

15 主席所員、上席所員および所員は、研究所の主席所員、上席所員および所員として行った活動について、研究所長もしくは受入責任者から報告を求められた場合、それに応じなくてはならない。

(主席所員、上席所員および所員の秘密保持義務)

16 主席所員、上席所員および所員は、既に公知である情報もしくは正当な理由により責任を免除される場合を除き、研究所における研究活動において知り得た一切の情報を秘密として扱い、他に開示してはならず、秘密保持の義務を負う。

(受入の解除)

17 主席所員、上席所員および所員が、法令、慶應義塾における規則や取り決め、ならびに研究所長や慶應義塾の教職員の指示に従わなかった場合、慶應義塾や研究所およびその関係者に著しく損害を与えた場合、またはそれに準ずる行為があった場合には、受入期間中であっても研究所長の判断により受け入れを解除することができる。

(登録料)

18 上席所員もしくは所員としての受け入れを認められた者は、定められた期日までに研究所に対して、年間5万円の登録料を納入しなければならない。なお、期間の更新に際しては、それぞれの更新時に納入するものとする。ただし、前期(4月から9月)もしくは後期(10月から3月)のどちらか半期のみでの受け入れの場合は登録料を2万5千円とする。

(登録料の免除)

19 前項にかかわらず、『湘南藤沢キャンパスにおける「外部研究資金に関わるオーバーヘッドの取り扱い」に関する内規』の定めるところにより、所定の比率のオーバーヘッドを納めているプロジェクトに参加するために受け入れる上席所員もしくは所員については、研究所運営会議の認める範囲内で、登録料を免除することができる。

(施設の利用等)

20 主席所員、上席所員および所員は、キャンパスカードの発行を受けることができる。また、メディアセンターやSFC-CNSの利用を希望する場合は、それぞれ利用申請を行うことが可能であるほか、構内駐車票の発行申請を行うことができる。

(個人情報の取り扱い)

21 研究所は、主席所員、上席所員、所員、上席所員(常勤)、上席所員(特任)および所員(特任)の個人情報の取り扱いについては、「慶應義塾個人情報保護基本方針」に従う。なお、研究所は、研究所が主催するイベントに関する案内を主席所員、上席所員および所員に送付するために当該個人情報を使用することができる。また、研究所は、湘南藤沢学会が主席所員、上席所員および所員に諸案内を送付するためとして湘南藤沢学会から依頼される場合、その送付に最低限必要な氏名・住所・メールアドレス・電話番号の情報を湘南藤沢学会に提供することができる。

(基準の改廃)

22 この基準の改廃については、研究所運営会議の発議に基づき、総合政策学部、環境情報学部、大学院政策・メディア研究科合同運営委員、看護医療学部全体会議および大学院健康マネジメント研究科運営委員会の議を経て決定する。

(附 則)

附 則 (1993年4月14日)

この基準は1993年4月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (2004年4月21日)

この基準は、2004年4月21日から施行し、2004年4月1日から適用する。

附 則 (2007年3月14日)

この基準は、2007年4月1日から施行、適用する。

附 則 (2013年4月24日)

この基準は、2013年4月24日から施行する。

附 則 (2015年4月1日)

この基準は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (2015年6月24日)

この基準は、2015年4月1日から施行する。